

令和8年度「青森の夏！ねぶた物産市」出店要項

開催概要

【会 期】

令和8年8月1日（土）～8月7日（金）7日間

【出店場所及び営業時間】

青森県観光物産館アスパム（青森市安方1-1-40）

【屋内】1階イベントホール・2階エスカレーター周辺

8月1日～7日：9:00～18:00

【屋外】正面玄関・北口出入口の一部を予定

8月1日・7日：9:00～21:00（初日と最終日）

8月2日～6日：9:00～18:00（任意で最大20:30まで販売可）

【出 店 料】

会期中売上（税込）：会員 20% 非会員 22%

1 出店者の条件

- ①青森県内に事業所を有する企業または個人であること。
- ②販売する商品が青森県産農林水産物またはこれらを素材として製造される加工品や郷土料理、伝統工芸品や生活用品などの地域資源を活かした商品であること。

2 出店申込

別紙「出店申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

提出締切：6月19日（金）

【申込にあたっての注意事項】

- ①販売する商品は必ず申請すること。申請のない商品の販売はできません。
- ②実演希望者は、「臨時飲食店営業許可書」（青森市保健所発行）のコピーを申込書に添えて提出すること。
- ③青森県物産株式会社（アスパム物産）で販売している商品を販売したい場合は、申込前に出店希望者が青森県物産株式会社（アスパム物産）と協議すること。
- ④当協会主催のイベント等に出店経験がない方は、申込前に担当までお問合せください。

3 出店者の決定

- ①「1 出店者の条件」を満たす応募者の中から、過去の実績等を勘案して当協会が選定します。
また、出店の可否については、7月上旬に申請者に連絡します。
- ②お申込状況により御希望に添えない場合もございますので、予め御了承ください。

4 搬入および設営、搬出（屋内外共通）

搬入/設営	7月31日（金）13:00～17:00
搬出	8月8日（土）8:30～11:00

5 販

売台等

① 什器

什器	料金（税込）	備考
平台	300 円/台	原則として、平台(1500mm×750mm)2 台まで
上記以外の什器 ※冷蔵・冷凍OP等	実費負担	幹旋いたしますので、御相談ください。

② コンセント使用料

電圧	料金（税込）	備考
100V（1口1500W）	1,000 円/口	—

③ 什器等を持ち込む場合は、「出店申込書」に記入してください。

6 売上報告・売上金・つり銭の管理等

① 売上報告・売上金について

毎日の営業時間終了後に売上報告書を協会職員に提出する。

売上金の保管と管理は出店者が行う。

② つり銭の準備・保管・両替について

出店者が行うこと。施設内の店舗等での対応はできません。

③ 各種支払いサービスについて

電子決済（キャッシュレス）に関する端末や契約は、出店者で準備願います。

売上報告はサービス契約会社の手数料を引かずに、実売上額を報告すること。

例）Square、Air ペイ、楽天ペイ、PayPay 等

④ レジ袋について

レジ袋代金は売上報告に含めないこと。

↑ 売上報告書

7 出店料の支払い

会期終了後、請求書を発行しますので、指定期日までにお振込み願います。

8 商品の販売対応

① 販売は各自（必ず商品知識のある方）で行う。

② 販売補助員（マネキン等）は、出店者が手配する。

③ 食品の取扱者・販売者は衛生面に十分配慮する。

④ 本県のイメージを損なうことのない様、取扱商品及び接客態度に留意する。

⑤ 屋内では『煮る、焼く』等の調理行為及び裸火の使用はできません。

9 販売商品の表示

① 商品には必ず「食品表示法」等に基づき表示すること。

例）品名、原材料名、内容量、賞味（消費）期限、保存方法、製造者の名称・所在地等

② アレルギー特定原材料（9品目）の表示は、義務となっています。

※2026年4月に「カシューナッツ」が追加

10 販売備品

備品、販促物等については、出店者が準備すること。

11 飲食物の販売

- ① テイクアウト可能な状態で、商品の引き渡しを行うこと。
- ② 実演販売の商品は、アスパム館内の飲食店舗内で飲食できませんので、購入者を飲食店舗に誘導しないこと。

12 試飲試食

- ① 提供する際は手指の消毒を行い、ビニール手袋等を着用すること。
- ② お客様が直接食品に触れないようにすること。
- ③ お客様に直接触れないようにすること。
- ④ お客様が試食試飲用の容器を直接捨てられるゴミ箱等を近くに設置すること。

13 出店者共通の留意事項

- ① 出品物(販売備品含む)は、すべて出店者の責任で管理する。
- ② 主催者(運営者)は、万一発生した天災、火災・盗難・紛失・損傷その他事故等についての損害負担、賠償等の一切の責任を負いかねます。
- ③ お客様に対して危険を及ぼすと予測されるものは、囲いなどの対策を必ず行い十分注意すること。
- ④ 壁面や床面が汚れないように管理すること。売場壁面に釘を打つなどの行為はできません。
- ⑤ 駐車場は、(公社)青森県観光国際交流機構から指定された場所を利用すること。
- ⑥ 主催者(運営者)の都合により、出店要項に変更が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。
- ⑦ 販売に使用する布は、全て防災処理をしたものを使用すること。
- ⑧ 以下のケースが生じた場合、期間中でも出店をお断りさせていただく場合があります。
また、出店者は如何なる賠償請求や申し立てもできません。
 - (1) 売上報告に不明瞭な点がある場合
 - (2) 販売実態が申込内容から大きく違う場合
 - (3) お客様等に重大なトラブルを発生させた場合
 - (4) 要項の規定に基づき、主催者(運営者)が違反と判断した指摘を聞き入れない場合
- ⑨ 要項に定めのない事項、内容に疑義が生じたときは、協会と出店者の双方が誠意をもって協議し決定する。

14 屋外出店者の留意事項

- ① 必ず床面の養生を行って販売すること。
- ② 撤収日に原状復帰すること。
油、焼焦げ等による床面等の清掃料金が発生した場合は、出店者の全額負担となります。
- ③ 火器(発電機、ガス機器、炭火など)を使用する実演販売者は消火器を用意すること。(事前に消防署のチェックがあります。)
- ④ 毎日、出店者がテント幕の開閉を行うこと。
- ⑤ 祭りの運行状況によって、営業終了時間が変更となる場合があります。

【担当】

(公社)青森県物産振興協会 山崎
〒030-0801 青森市新町 1-2-18-3F
TEL : 017-777-4616 FAX : 017-777-4620
携帯電話 : 080-4200-5231